

西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

出版情報：2012-03
バージョン：
権利関係：

イタリア王国における裁判（9世紀末から11世紀末）

ジャン＝ピエール・ドリュモー
（岡崎敦訳）

はじめに、今回の来日を準備くださった、我が学問的同僚であり友人でもある岡崎敦教授に御礼申し上げます。私たちは、かつて、パリ第1大学、および高等研究院第4部門において、共通の師であるピエール・トゥベール先生の授業にともに出席した仲です。トゥベール先生は、イタリア中世史のもっとも偉大な研究者の一人で、ラティウム地方についての素晴らしい書物の著者ですが¹、私もまた、このイタリア中世史研究の道を選び、彼の指導下で、『715年から1230年に至るアレッツォ。空間とさまざまな社会』と題する学位論文を完成させました²。私の研究対象は、それゆえ、中世のイタリア王国に関して、次の2つの時期にまたがります。第一にカロリング期および「前都市」期、ついで、イタリアの都市時代の初期です。実際のところ、11世紀末から12世紀初めの時期に、南を除くイタリア世界において、一つの機能上の裂け目があり、これはコムーネ、すなわち自治都市の出現と最初の発展に由来するものです。イタリアでは、この都市の時代は、広義では11世紀末から14世紀初めまでを意味します。

今回、私は、イタリア王国における裁判の問題を取り上げることとしましたが、これに先立って、774年以降の旧ランゴバルド王国でのカロリング朝の支配の確立について、いくつか触れておかねばなりません。このことが、裁判の機能に大きな影響をもたらしたからです。このように設定された研究の時期は、それ自体として非常に均質であるとはいえません。私の友人であるフランソワ・ブガールは、イタリア王国の裁判をテーマに学位論文を執筆しましたが³、正当にも、広義のカロリング期、つまり8世紀末から11世紀初めを対象としています。そして、そこには、10世紀後半から11世紀初めまでの「ネオ＝カロリング」的継続や復興の努力が含まれているのです。ブガールは、しかしながら、イタリア王国全体にわたって、この問題を研究し、裁判に関する徹底した史料調査を行いました。逆に、私は、アレッツォとその周辺地域についての学位論文で、より全体的な研究を行いました。それは限定された領域についてのものです。つまり、8世紀から13世紀初めまでの、トスカーナ東部のアレッツォ地域およびその周辺部です。ところで、裁判についての史料のなかには、カロリング期、すなわち9世紀のものもありますが、この種の史料がとりわけ豊富で意味深いのは、960年から1080年の間の時期のものです。私は、この時期に焦点を絞りたいと思います。

私はまた、裁判と社会との関係にも関心を寄せたいと思います。史料の種類やその変化、用語の多様さなどの、より形式的な側面については、私は真の意味では専門家ではありません。文書形式学の素養、フランスでいうところのシャルティスト的教育を受けてはいないからです。これらの側面について私は、ブガールの業績に負っていますが、彼は、史料の形式や用語の変化が、どのように、君主による裁判の掌握や、さらには社会と諸権力の変化に対する法実務家の適応などを示しているのかを、学識と緻密さをもって教えてくれています。

裁判は、実際のところ、公権力と社会的機能のはざまの境界面に位置づけられます。しかしながら、一つ大きな限界があることを述べておかねばなりません。私たちが史料を通して観察できる社会とは、権力者、つまり貴族や名望家の社会だけなのです。庶民についての裁判は、ほとんどまったく分かりません。事実、史料のほとんどすべては教会のアーカイブズに由来し、財産所有に関するものです。保有農民の世

¹ Pierre TOUBERT, *Les structures du Latium médiéval. Le Latium méridional et la Sabine du IX^e à la fin du XIII^e siècle*, 2 vol., Rome, École Française de Rome, 1973 (BEFAR 221).

² Jean Pierre DELUMEAU, *Arezzo, Espace et Sociétés, 715- 1230*, 2 vol., Rome, École Française de Rome, 1996 (Collections de l'EFR, 219).

³ François BOUGARD, *La justice dans le Royaume d'Italie, de la fin du VIII^e au début du XI^e siècle*, Rome, École Française de Rome, 1995 (BEFAR 291).

界は、彼らが人格的には自由人であっても、私たちには分からないのです。

最後に、私の報告は、もっぱらトスカーナ地方東部の都市アレッツォの領域に向けられます。ところで、ブガールも示しているように、トスカーナ地方は、原則的には辺境伯が保持しているという、イタリア王国にあって特別な資格を備えた場所です。さらに、トスカーナ地方東部は、そのなかでも辺境に位置していました。この地域の裁判機能についてのいくつかの特徴は、スポレート公領に類似するものですが、後者は、イタリア王国のなかでも、固有の歴史と伝統を継承していました。私の報告に入る前に、簡単にこの時期のイタリア王国の政治状況について、振り返っておきたいと思います。

1. イタリア王国のときと場所 王国の歴史概略⁴

よく知られているように、774年に、後にシャルルマーニュと呼ばれる、フランク人たちの王シャルルが、イタリアのランゴバルド王国を征服しました。ランゴバルド族は、568年から572年ごろに、イタリアに侵入しましたが、当初はなかなか現地と同化しませんでした。ランゴバルド王国の歴史は、権力の地域分散化と王権の不安定さによって特徴づけられるとはいえ、ついには強力な王国を樹立しました。北イタリア「第一の」王国となり、さらに、南部にはスポレートとベネヴェントという二つの公領が形成されました。この二つの公領は王国からは独立していたとはいえ、その歴史は王国と共通しています。774年の征服の後、シャルルマーニュは、みずからランゴバルド王の後継者と位置づけて、「フランク人およびランゴバルド人たちの王」と自称しました。かくして設けられたフランク的ランゴバルド王国は、旧ランゴバルド王国とスポレート公領を含んでいました。ベネヴェント公領は独立を保ちましたが、9世紀には分割されます。この王国は、ゆえに、その辺境部に、公領や辺境伯領を含んでいたのです。すなわち、スポレート公領、トスカーナ辺境伯領⁵、さらに北東には、旧ランゴバルド領の系譜を引くフリウリ辺境伯領です。

フランクの伝統では、王の息子はすべて王権 *regnum* を持つので、部分的、一時的な統合をあったにせよ、カロリング帝国は次第に解体していきました。888年以後、解体は決定的なものとなりました。さまざまな王国の特権階層が、統治可能なカロリング家の後継者がいないとして、自分たちの一人を王に選出したからです。このプロセスは、イタリアでも進行します。875年までは、イタリア王国は皇帝の肩書きを持つカロリング家の王によって保持されていました。ルイ敬虔帝、ロテール、そしてその長男ルイ2世と、父から息子へと王位が継承される長い安定した統治の時期が、840年から875年まで続きましたが、そこで後継者が絶えたのです。この後、王国は困難な時代を迎えました。皇帝の冠が結びついていたため、イタリア王国は他のカロリング君主たちの争奪の対象となったのです。たとえば、イタリア王としての在位は短いとしても、西フランスのシャルル禿頭王やシャルル肥満王がそうです。888年には、イタリアにはもはやカロリング直系の君主は不在で、王位はフランクのいくつかの家系の間で争われました。この状況は961年までつづきます。この年、ポスト=カロリング期西欧の大立物、ザクセン家出身のドイツ王オットー1世がイタリア王国を征服し、さらに962年には、924年から空位であった皇帝の地位に登りました。

888年から961年は、いわゆる「イタリア化した王」、つまり、カロリング家の征服とともにイタリアへやってきた、フランクの家系出身の王たちの時代にあたります⁶。8つの家系が次々にこの継承争いに加わりました。いくつか挙げると、フリウリのベレンガリオ1世は、888年に王位を争った一人で、923年あるいは24年まで統治しました。さらに、926年から47年まで王であったアルルのユーグ、さらにユーグとそ

⁴ 中世初期のイタリア史全般については、以下の文献を参照。Chris J. Wickham, *Early Medieval Italy. Central power and local society, 400-1000*, London, Macmillan, 1981; Jean Pierre DELUMEAU, Isabelle HEULLANT-DONAT, *L'Italie au Moyen-Âge, V^e-XI^e siècle*, Paris, Hachette, 2000 (Carré Histoire); et le récent ouvrage d'Elke GOEZ, *Geschichte Italiens im Mittelalter*, Darmstadt, Primus Verlag, 2010.

⁵ トスカーナ辺境伯領の形成と歴史については、以下の文献を参照。Hagen KELLER, *La marca di Toscana fino all'anno mille*, dans : *Atti del 5° Congresso internazionale di studi sull'alto Medioevo* (Lucca, 3-7 ottobre 1971), Spoleto, 1973, p. 117-140.

⁶ 古典的な文献として、Gina FASOLI, *I re d'Italia (888-962)*, Firenze, Sansoni, 1949.

の息子を退けて王位に就いたものの、オットー1世によって王国から追われたイヴレアのベレンガリオ2世などがいます。ところで、いま簡単に列挙した君主たちの治世は、裁判機構の機能について、ときに検討に値するある問題を提示してくれています。特に、ルイ2世とアルルのユークの治世がそうです。つまり、何人かの君主は、確立していない王権を承認させるために、裁判集会を利用していたのです。たとえば、シャルル肥満王のもとで開催された裁判集会のいくつかは、意図的に大きく宣伝されました。

962年以後、イタリア王国は、帝国の構成要素の一つとなりました。つまり、実際にはごく短い滞在以外にはイタリアにいない、ドイツの君主の統治下に入ったのです⁷。ザクセン朝、フランケンあるいはザリエル朝と続き、イタリアに対する皇帝権力は、1125年から52年の間、一時弱まった後、フリードリヒ・バルバロッサのもとで再び勢いを取り戻しました。他方、1070年から1110年の時期にすでに、イタリアは、教会改革に結びついた教皇と皇帝との間の政治・宗教対立によって刻印されていました。教科書では、叙任権闘争、あるいは、改革を押し進め、皇帝ハインリッヒ4世と激しく対立した著名な教皇、グレゴリウス7世の名前をとって、グレゴリウス闘争などとよばれるものです。ところで、イタリアのコムーネは、1080年から1110年の間というこの困難な時期に、まさに登場するのです。当初は、コンシュラと呼ばれる都市評議会が、上級公権力の不在と混乱のなかにあつて、都市業務を維持するとともに、とりわけ裁判権を行使していました⁸。これは、ローマ法に特に結びついた地域でのことであり、そこでは、この直後、法学が非常に高まりを見せることになるでしょう。

裁判制度の発展

裁判の行使は、どの君主たちももつとも大きな関心を寄せ続けた領域です。ブガールは、裁判制度に対して、「カロリングの君主たちは、最高度の重要性をもってあつていた」と強調しています⁹。後に述べるように、裁判は、君主権力確立と同時に、地域全体をコントロールする特に重要な手段なのです。たとえば下された判決が実効性を欠き、コントロールが不完全であつたとしてもです。

イタリア征服の後、カロリング諸王たちは、すでに現地に存在したランゴバルドのシステムを構成する要素をいくつか採用しました。フランクのシステムとあまり異ならなかったためです。しかしながら、彼らは、「自分たちの用語法、ついでスタッフや手続きについての固有のルールを持ち込み」¹⁰しました。カロリングの裁判は、ルイ2世のもとで成熟に達し、その長い治世を通じて整備されていきました。特に、この治世は、監察使 *missi* の濃密な活動によって特徴づけられます。彼らは、裁判集会を主宰し、調査の手続きに基づいて行動していました。

カロリングの諸王たちがもたらした主要な変化の一つは、参審人 *scabini*、つまり恒常的な裁判エキスパートで、シャルルマーニュが帝国全体に普及させた制度です¹¹。各司教座都市に、6人から10人からなる参審人団が設置されました。参審人は、法的、文化的なレベルはさまざまであつたとはいえ、最終的には、後に公証人の役割も果たすプロフェッショナルとして不可欠な存在となりました。ここで指摘しておきたいのは、イタリアは、中世初期を通じて、公証人の伝統が失われなかった旧西ローマ帝国唯一の地域であるということです。これは、プロヴァンス、ラングドック、カタロニアなど、社会的・文化的特徴が類似する他の地域でも見られないことです。この専門職業化の進行の結果として、9世紀末には、参審人は次第に、裁判官という呼称を獲得していきます。あるいはむしろ、裁判官が参審人を押しつけたと言うべ

⁷ イタリアにおける皇帝の滞在については、以下の書物にまとめられた表を参照。Carlrhichard BRÜHL, *Fodrum, Gistum, Servitium regis*, 2 vol., Köln-Graz, Böhlau Verlag, 1968, p. 453-455.

⁸ Cf. Jean Pierre DELUMEAU, *Communes, consulats, et la city-republic*, dans: Catherine LAURENT, Bernard MERDRIGNAC, Daniel PICHOT, *Mondes de l'Ouest et villes du monde* (Mélanges en l'honneur d'André Chédeville), Rennes, P.U.R., 1998, p. 491-509; Giulio MILANI, *I comuni italiani*, Bari, Laterza, 2005; et François MENANT, *L'Italie des communes (1100-1350)*, Paris, Belin, 2005.

⁹ F. BOUGARD, *La justice ...*, op. cit., p. 341.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ F. BOUGARD, *La justice ...*, op. cit., p. 140 sq.

きでしょうか、参審人は、960年頃には、姿が消えてしまいます¹²。

ブガールによれば、「カロリングの裁判制度の実効性は、大部分、帝国内での監察使の移動にかかっています¹³」。イタリアでは、この慣行は、ルイ2世の治世以降、体系化されました。さらに、監察使の主宰する裁判集会は、宮廷の巡回を補完する役割も果たしました。監察使の裁判集会は、宮廷が王国を掌握していることを見せつける能力があることを表しています。また、当時の西欧ではほとんど他に類例のないことには、ランゴバルド王国の後継者として、王は首都、つまりパヴィアに居住し、そこに宮廷を置いていたのです。パヴィアの宮廷では、法学が研究されており、その裁判官は「聖なる宮廷の裁判官 *iudices sacri palatii*」と称していました。

875年のルイ2世の死は、裁判行政に関するある断絶を画します。ブガールは、「940年代には、日々の裁判手続きや実践は、もはやかつてとは同じではなくなった。(中略)公的な裁判が次第に王や監察使に従属するにつれて、そのインパクトは在地レヴェルでは失われていった¹⁴」と述べています。ついで、オットー1世とその後継者たちのもとで、ある種の回復が図られましたが、これは、古いモデルへの明白な回帰でした。しかし、彼らは、社会的、文化的、法的変質を考慮に入れなかった訳ではないのです。王の裁判であれ、監察使の裁判であれ、裁判集会は、依然として、王の権威を確立し、正当化するための特権的な手段であり続けていました。裁判官は¹⁵、この時期以降は、「王の裁判官 *iudices domini regis*」と呼ばれ、「聖なる宮廷の裁判官」という呼称は、オットー朝においては名誉職となっていくでしょう。新たに権力の座についた君主たちはまた、裁判官の一群をあらたに任命しましたが、これによって不適格者を更迭したわけではありません。思うに、ここに、新たな子分に公的な利権を分配する利権政治を見る必要はないでしょう。これらの裁判官が在地に根を下ろしたことは、裁判実務の地域化とともに、濃密化を反映するものです。同時に、「新しい法文化」が出現し、11世紀末以後には、真の発展を遂げることになるでしょう。

地域的個性

すでに見たように、ランゴバルド時代には、王国の外には、スポレートおよびベネヴェント公領が、王国内には、トスカーナとフリウリが個別の政治的実体として、それぞれ存在していました。カロリング期にも、トスカーナとスポレート公領は個別の特徴を保持しており、9世紀に作成された判決のなかで、ブガールは、以下の3つのタイプを区別しています¹⁶。第一は、スポレート公領の書記によって作成された判決、第二は、トスカーナ地方の裁判証書、三番目は、北の地方の書記作成になる判決で、これはさらに二つに分けられます。つまりパヴィアの書記とそれ以外です。これらの区分はまた、裁判集会の開催と三人称で書かれたノティティアの作成にも同様に該当しますが、スポレート公領は、独自の特徴を長く保持し、ある種の保守主義が見られます。

ところで、トスカーナ地方東部とアレッツォ伯領、とりわけ東部は、北西のルッカを中心とするトスカーナ辺境伯領と同じくらい、スポレート公領とも関係を保っていました。875年のある史料は、本筋とは別のところで、アレッツォとキウージの二つの都市が、通常はスポレート公に委ねられていたことを示しています¹⁷。アレッツォとキウージの二つの伯領がトスカーナ辺境伯領に結びついたのは、10世紀のことです。しかしながら、アレッツォでは、帝国貴族家系のスッポー一家の一族が長く勢力をふるっていました。

¹² *Ibid.*, p. 281 sq.

¹³ *Ibid.*, p. 188

¹⁴ *Ibid.*, p. 273

¹⁵ ルイ2世の死以後の裁判官については、*ibid.*, p. 281 sq. 参照。

¹⁶ *Ibid.*, p. 119, 124, 128.

¹⁷ Voir J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 207, 253 ; *ID, Dal conte Suppone il Nero ai marchesi di Monte Santa Maria, dans Formazione e strutture dei ceti dominanti nel Medioevo : marchesi, conti e visconti nel Regno Italico (secc. IX-XII), Atti del II Convegno di Pisa, 3-4 dicembre 1993, Roma 1996, p. 265-286 : voir p. 272-277 ; ID, Ripercorrendo la storia medievale aretina, dans : Atti e Memorie dell'Accademia Petrarca di Lettere, Arti e Scienze, n.s., vol. LXX, Arezzo 2009, p. 113-137 : voir p. 121.*

この家系は、875年にはスポレート公領を有し、その後排除されたスッポー3世に由来します¹⁸。この家系出身のライネリ1世は、1014年から1027年の間、皇帝ハインリッヒ2世によって、スポレート公およびトスカーナ辺境伯に任命されており、1016年にはアレツォで裁判集会を主宰していました。彼はこの地域での権力を確立するため、この集会に特に大きな輝きを与えようと務めたのです。

2. アレツォ領域 — 全般的諸条件

史料状況についてのいくつかの指摘

カロリング期からコムーネ初期段階までの時期、つまり11世紀末までの時期のアレツォ地域を研究する際、いくつか史料上の特徴がはっきりと浮かび上がります。簡単にまとめましょう。

1) 収集される史料は、ほとんどすべて教会に由来するものです。教会のみが持続的にアーカイブズを保持していたからです。もっとも上のレヴェルに位置するのはアレツォ司教ですが、厳密な意味での司教アーカイブズは、14世紀に火災で消滅しました。しかしながら、司教座参事会のアーカイブズは伝来しています。ところで、参事会員たちは司教のものとは区別される資産を持っていたとしても、彼らは、司教に関する多数の、しばしば非常に重要な文書のコピーを保持していました。つぎに、いくつかの修道院アーカイブズがありますが、その伝来状況はまちまちです。たとえば、900年ごろに創建され、紀元千年頃に非常に活動的だったサンタ・フィオーラ修道院のアーカイブズはよく残っていますが、トスカーナ辺境伯ウーゴによって970年代に創建されたカポロナ修道院は、重要性では劣らないものの、その史料はほとんど伝来しません。サンタ・トリニータ・ディ・フォンテ・ベネデッタ修道院の史料もそれほど豊富ではありません。1030年代から、カマルドリ隠修士たちの修道院が司教区の北端に創建されましたが、そこには有能なアーキビストがいたようで、史料はきちんと伝来しています。カマルドリのアーカイブズのなかには、この修道会に加盟した他の修道院のアーカイブズも含まれています。たとえば、紀元千年少し前に、アレツォ司教によって司教区の北に創建されたプラタリア修道院のもので、譲渡、売却、交換、ときには紛争解決などの実務文書は、修道院が創建され、発展する時期と一致するのですが、10世紀末以降、とりわけ1010年から1030年ごろに大変豊富に伝来します。社会を深く研究できるようになるのは、まさにこの時期以降なのです。

2) 9-10世紀、さらには11世紀においても、この地域の歴史は、史料的には、以下のもので表現されます。第一に、教会を受益者とする君主の証書、第二に、裁判のノティティアで、これらは、権力者、在地の有力者、教会との間の紛争と対立について教えてくれます。しかし、これらの裁判集会は、そこに君主、監察使、さらには辺境伯のような大官職所有者が関ったり、社会的に上級のメンバーが参加しているなら、在地の重要な政治事件となって、上級の公権力と在地の名望家社会との間の接点の役割を果たすでしょう。裁判集会については、かなりはっきりわかることから、私はかつて研究を始めた当初に、処女論文でしたが、「9世紀から11世紀末までのアレツォ伯領における裁判と裁判集会」と題する論文を書いたことがあります¹⁹。そこでは、ジョルジュ・デュビーが、1947年にブルゴーニュ南部を対象に書いた先駆的な論文²⁰がモデルとなっていました。その後、2000年にアンジェで開催された中世史研究者学会において、私は、新たな問題関心のもとで、再度この問題をより広い比較史的観点から取り上げました。「10世紀からコムーネ裁判の出現までの時期のイタリアにおける、複数の社会、権力の枠組み、紛争解決」と題する論文²¹がそ

¹⁸ スッポー一家の上昇と衰退については、以下の文献を参照。F. BOUGARD, *Les Supponides : échec à la reine*, dans François BOUGARD, Laurent FELLER, Régine LE JAN, *Les élites au Haut Moyen-Âge. Crises et renouvellements*, Turnhout 2006, p. 381-401 : voir en particulier p. 390.

¹⁹ Jean Pierre DELUMEAU, *L'exercice de la justice dans le comté d'Arezzo : justice de plaid et assemblées judiciaires dans le comté d'Arezzo (IX^e- fin XI^e siècle)*, *Mélanges de l'École Française de Rome, histoire médiévale (MEFRM)*, 1978/2, p. 564-605.

²⁰ Georges DUBY, *Recherches sur l'évolution des institutions judiciaires dans le sud de la Bourgogne*, dans *Le Moyen-Âge*, 52 et 53, 1946 et 1947, rééd. dans *ID., Hommes et structures du Moyen-Âge*, Paris, Mouton, 1973, p. 7-60.

²¹ Jean Pierre DELUMEAU, *Sociétés, cadres de pouvoir et règlement des conflits en Italie du X^e siècle à l'émergence des juridictions communales*, dans : *Le règlement des conflits au Moyen-Âge. Actes du XXXI^e congrès de la SHMESP*

れです。

この時期の当該地域については、伝来する裁判ノティティアのほとんどすべては、マナレジの史料集において刊行されています²²。そこには、881年から967年の欠落を除いて、828年から1080年までに及ぶ年代の史料が掲載されています。この史料集に、他のさまざまな史料が付け加わります。裁判集会ノティティアとは、判決が言い渡された後で、審問の報告という形式で作成される判決文書です。裁判集会ノティティアと呼ばれるのは、一般に、紛争が提示され裁かれる審問が、公の集会においてなされるからです。この公的な裁判集会は、多かれ少なかれ広範な地方名望家の参集を得て、公権力を保持する上級権者（君主、監察使、あるいは他の重要人物）が主宰します。指摘しておきたいのは、そこには法のエキスパート、つまり参審人、ついでは裁判官が関与しており、彼らが決定すべき事柄について意見を述べ、それを、裁判権を委任された裁判集会の主宰者が認可することです。

3) 史料、とりわけ裁判集会ノティティアが示しているのは、権力者、あるいは名望家の世界だけです。とりわけ875年以後、公的な裁判は、*pauperes* と呼ばれる単なる自由人との接触を失いました。ブガールが強調するように、「非常に早期に、*pauperes* のもとでの伝統的な裁判のインパクトは、史的にもごくわずかになるように、ほとんど消滅した²³」のです。従属民が裁判で言及されことはあっても、それは、教会がみずからのコロヌス、あるいはセルヴスとする者たちを、在地の有力者が自らの掌中に収めるという文脈においてです。この場合のコロヌスとは、自分のものではない土地を耕す、すなわち経済的には従属している自由人、セルヴスとは人格的な奴隷を意味します。実際1080年というやや後の時代ですが、ある裁判集会において、ある男が、自分はサンタ・フィオーラ修道院の従属民ではないことを証明しようとした²⁴。この試みは成功しませんでした。恐らく彼は、ドミニク・バルテルミの表現を借りれば²⁵、「富裕なセルフ」ということでしょうか。つまり、彼は、隷属的な条件から逃れようとしたのですが、たった一人の孤立した例ではなかったろうと思われ。というのも修道士たちは、当時、この訴訟のためか別の訴訟のためか分かりませんが、修道院のセルフたちの「系譜」を作成する労力をはらっているからです。

紛争に関する裁判集会ノティティアやその他の文書は（権利放棄の文書、*promissiones* あるいは *scripta promissionis*、*brevia reffutationis*、ほか²⁶）、教会が権利を請求する財産に関するものですが、そこで問題となっているのは、資産あるいは従属民であって、その資格や義務の中味ではありません。紛争に関する多くの史料を見て感じるのは、教会財産はたえず、暴力でそれを奪おうとする在地の有力者から脅かされていたという印象です。他の紛争は、譲渡された財産について負担すべき賦課税を、被譲渡者が支払わないことから生じるものです。これらの不法行為は、非常にしばしば生じていたように見えます。しかしながら、最近の歴史人類学的研究によれば（ギアリ、ホワイト）、紛争は、通常の社会的機能の一部をなします。私が、アンジェでの研究集会で強調したのは、この点でした。つまり、

(Angers 2000), Paris, Publications de la Sorbonne, 2001, p. 169-188.

²² Cesare MANARESI, *I placiti del Regnum Italiae*, 3 vol. en 5 fasc., Rome, Istituto Storico Italiano per il Medio Evo, 1955 à 1960 (Fonti per la Storia d'Italia 92, 96/1 et 2, 97/1 et 2). ここでの史料レフェランスは、マナレジの史料集の一連番号で行う。増補については、以下のものを参照。Raffaello VOLPINI, *Placiti del Regnum Italiae (secc. IX – XI). Primi contributi per un nuovo censimento*, dans : Paolo ZERBI, *Contributi dell'Istituto di Storia medioevale*, vol. III, Milano, 1975, p. 245-520.

²³ F. BOUGARD, *La justice ...*, *op. cit.*, p. 341

²⁴ MANARESI 456, Arezzo, mai 1080

²⁵ Dominique BARTHÉLEMY, *La mutation de l'an mil a-t-elle eu lieu ?*, Paris, Fayard, 1997, note 6 p. 160

²⁶ これらさまざまなタイプの史料、とりわけ *carta promissionis* と *brevia reffutationis* の区別については、以下のものを参照。NISHIMURA Yoshiya, *Dispute settlement and documentation practices at the monastery of Monte Amiata in the eleventh century*, dans : *Herméneutique du texte d'histoire : orientation, interprétation et questions nouvelles*, Global COE Program International Conference Series No 6, December 2009, Graduate School of Letters, Nagoya University, p. 53-64. しかしながら、アレツォ地域においては、*brevia reffutationis* は、通常、書記によって作成されている。

「これらの研究から判明するのは、持てる者の世界にあっては、紛争は異常なものではなかったこと、そして、ホワイトが強調するように、紛争は、ある社会の通常の機能の一部であり、そこでは、登場人物はいずれも同じ世界に属していることを意識しており、彼らの間での合意形成が前提とされていたのである²⁷。」

法実務家の役割

最後に、法実務家の役割を強調しておかねばなりません。今問題にしている時代、参審人は史料から消え、裁判集会の主宰者は裁判官に取り巻かれています。オットー期の裁判集会では、主宰者のかたわらに、967年には、5人の「皇帝の裁判官 *iudices domni imperatoris*」²⁸、970年のアレツォ均衡のラ・キアッサでは、少なくとも10名の聖なる宮廷の裁判官が座を留めていました²⁹。1014年2月および3月に、ハインリッヒ2世の監察使がアレツォで開催した複数の裁判集会には、それぞれ5名および3名の裁判官が参列していました³⁰。裁判官の何人かは、君主あるいは有力者の宮廷に属していたかもしれません。1070年代に、カノッサ辺境女伯ベアトリーチェ（1076年没）とマチルダのもとには、政治および裁判を担当する有識者グループがいて、彼らは領地を巡回していました³¹。他方、少なくとも裁判官の一部は、在地に根を下ろしていましたが、彼らを特定することは、史料には姓が現れないだけに、大変困難です。たとえば、1014年の集会には、裁判官として、Lambertus, Gaufredus, Liutardus, Ugo, Bonizo が、1016年には、Ursus, Baldizo, Hugo, Lambertus, Arnulfus が言及されています。ところで、1010年に、アレツォ司教エルンペルトがチェーザという司教の集落で開催した集会には³²、司教のかたわらに、Berulfus と Baldizo という「裁判官」、Urso と Arnulfus という「書記」が列席していました。後者の二人は明らかに在地の人間で、1016年には、裁判官に「昇任」したのかもしれません。他方、Lambertus は、裁判官としてある程度名声を得ていたとも思われます。1030年ごろ、司教テオバルドが、サンタ・フィオーラ修道院とヴァルケッリという有力家系との間の紛争を解決するために送り込んだ交渉役のなかに、彼は、Lambertus iudex insignis iudex として現れるのです³³。裁判官たちは、しかるべき法学教育を受けており、法の適正な適用の保証人とみなされていました。ある種の文書や重要な契約に際しては、裁判官の立会が必要でした。なんらかの契約に裁判官の関与が不可欠とみなされた例としては、1028年、司教テオバルドによる紛争調停が挙げられます。このとき、参事会長によって率いられたアレツォの参事会員たちは、司教座の聖歌隊長であった助祭のシジゾと、彼が参事秋会の財産を横領したとして、相対したのですが、シジゾは、裁判集会への召還に応じようとしませんでした。司教は、裁判官と聖職者（この場合には、参事会員）を呼びましたが、この際、「彼らなくしては、何もなされるべきではない」と書かれているのです³⁴。書記もまた、不可欠な役割を果たしますが、その位置づけはやや低いものです。彼らは、実践的な文書を作成するための「公的な手 *manus publica*」を有しているのです。裁判集会ノティティアを起草する権限を有する文字書き専門家が、書記なのです。彼らは当時のイタリアには数多く、社会の網の目のなかに緊密に組み込まれていました。裁判官は、しばしば中級貴族の出身でしたが、書記は、むしろより低い階層の名望家、つまり戦争にも参与する小名望家や、在地の職人、また発生途上の都市エリートであったかとも思われます。11世紀末に、真の意味での法律顧問が出現します。彼らは常にそうである訳ではありませんが、しばしば裁判官でありました。彼らは、コ

²⁷ J.P. DELUMEAU, *Sociétés, cadres de pouvoir* ..., art. cité, p. 171

²⁸ MANARESI 156, Monte Veltraio, 12 juin 967

²⁹ MANARESI 168, Chiassa, 3 novembre 970

³⁰ MANARESI 280 et 281, près d'Arezzo, février et mars 1014

³¹ この件については、J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés*, op. cit., p. 287 n. 315

³² MANARESI 274, Cesa, 25 mars 1010

³³ 10世紀末のヴァルケッチ家系については、以下のものを参照。J.P. DELUMEAU, *Au premier rang de la noblesse arétine. Les Walcherii*, dans : *Liber largitorius. Etudes d'histoire médiévale offertes à Pierre Toubert par ses élèves*, réunies par D. BARTHÉLEMY et J.M. MARTIN, Genève, Droz, 2003, p. 151-171. Voir p. 176.

³⁴ « *hoc cersitis iudicibus et clero, sine quibus nichil nobis agendum est, consulugimus* ». Sur cette affaire, voir J.P. DELUMEAU, *Sociétés, cadres de pouvoir* ..., art. cité, p. 175.

ムーネ発展の初めの時期に、重要な役割を果たすこととなります。

3. 裁判集会和公権力の確立

裁判は、確かに、さまざまな利害を調節する機構です。しかしながら、裁判集会は、同時に、自身で、あるいは監察使への委任を通して、裁判を主宰する者の権力を確立する、特権的な手段でもあります。裁判を主宰することは、上級裁判の行使を人々に見せつける行為でもあるのです。この点は、11世紀に進行した権力の細分化とともに現れた、領主制的と形容される裁判集会、つまりみずからの名前で裁判を主宰する、在地権力者の裁判集会でも同様です。

君主と監察使

カロリング期には、伯は原則的に一年に三回、伯領において裁判集會を開催することになっていました。当時、独立自由人は裁判への出席が義務付けられ、違反者には大きな罰金が科せられました。しかしながら、「通常の」伯の裁判集會についての史料上の痕跡は伝来しません。ここで検討するのは、君主や監察使、公や辺境伯などの大官職者、あるいは司教が主宰した、特別な裁判集會に関する史料です。なかでもアレツォ司教にとって、集會を主宰することは、伯職を奪取する手段の一つでした。

裁判集會は、伯領、あるいはより広い地域のレベルでは、権力の鳴り物入りの興行のようなもの、それゆえ、君主にとっては権力確立の手段なのです。ある君主は、イタリアを移動中に、みずから集會を主宰したり、監察使を派遣して、巡回経路の近くで集會を行わせたりしました。たとえば、881年3月に、シエナで開催された集會は、2月にローマで行われた戴冠式からの帰りの途上でのことでした³⁵。967年にヴォルテッラ伯領で開かれた集會、970年にアレツォ近くで開催された集會は³⁶、辺境伯であり宮廷伯でもあったオベルトによって主宰されたものですが、すぐ近くにオットー1世がいたことが明示されています。さらに興味深いのは、1014年2月および3月に開催された二回の集會の状況です³⁷。ハインリッヒ2世は、皇帝としての戴冠のためにローマへ赴く途上、アレツォに監察使を派遣しました。ベルナルドとマツォリーノという二人の伯は裁判集會を主宰し、伯領の中級貴族の一部が参列しました。戴冠式を終えると、皇帝は再びアレツォへ、彼ら「高貴な二人の伯、ベルナルドとマツォリーノ」を急がせ、彼らは再度、裁判集會を開きました。そこでふたたび、サンタ・フィオーラ修道院が敵対者を訴えたのですが、今回の敵対者の数は前回よりずっと増えていたのです。ところで、この間、戴冠式後の8日間、ハインリッヒ2世は、ローマで反乱に相対していましたが、その反乱には、アレツォ伯領において勢力を有する辺境伯のオベルテンギ家がかかわっていました³⁸。1014年3月の裁判で訴えられた者のなかには、おそらくオベルテンギ家ゆかりの者がおり、彼らは、続く何年かの間、伯領の自分の所有地を手放さねばならなくなるでしょう。1037年11月もまた、皇帝がイタリアに現れた機会ですが、コンラッド2世から、「皇帝権力を押し付けるべく派遣された」監察使である伯アタルベルトが、裁判集會を主宰しています³⁹。1046年末、ハインリッヒ3世は、トスカーナ地方で一連の集會を開催させましたが、それは、辺境伯カノッサのポニファチオに対抗して、皇帝の権力を確立するためでした。たとえば、ピストイアとフィレンツェ、12月にはアレツォの司教館でも開かれています⁴⁰。この裁判集會については、監察使が集會の共同主宰者とした人物が興味深いものです。ここで思い起こす必要があるのは、裁判集會の主宰者は非常にしばしば、カロリング期の伝統にしたがい、単独では裁判を開かず、より低い地位の共同主宰者を一人、あるいは二人設定していたという事実です。このとき、「いとも敬虔なる王ハインリッヒの監察使ヘリマンヌスの

³⁵ MANARESI 92

³⁶ MANARESI 156 et 168

³⁷ MANARESI 280 et 281

³⁸ Voir J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 243 ; Mario NOBILI, *La terra « Ubertenga » aretina, dans Arezzo e il suo territorio nell'alto Medioevo, Arezzo-Cortona, 1985, p. 111-121 : p. 114-116.*

³⁹ MANARESI 346, Torrita di Siena, novembre 1037

⁴⁰ MANARESI 373, palais épiscopal de Pionta, décembre 1046.

かたわらに、かつての辺境伯であったラジネリウスの息子ウーゴ、およびブックスの息子である副伯のウベルトがいた」のです。このウーゴ、あるいはウグッチョーネの父である辺境伯ライネリ1世こそ、1016年にアレツォで裁判集会を開いていた人物です。ちなみに、彼は、1027年にコンラッド2世によってこの職を追われましたが、この家系は、丁度他の家系が伯の肩書きをそうしたように、辺境伯の肩書きを私物化していました⁴¹。この時だけ現れる副伯については、おそらく、伯領の中級貴族や司教の家臣団の代表のようなものだったのでしょう⁴²。以上の考察の結果として、私たちは、公権力を表現する肩書きを持つ人物、辺境伯や司教によって主宰される裁判集会についても、検討せねばなりません。

辺境伯と伯。司教権力の確立

君主は、11世紀までは、上級官職の任免権を掌握していましたが、そこで任命されたトスカーナ辺境伯やスポレート公は、イタリア王国を構成するこれら大きな政治実体において、恒常的に権力委任を担う存在でした。たとえいつも忠実であったとはいえなかったとしてもです。彼らもまた、裁判集会を主宰しています。アレツォに関しては、特に公であり辺境伯でもあったライネリ1世が、1016年10月に開催した裁判について、3つのノティティアが伝来しています⁴³。この集会について高度の格式が求められたことが、ノティティアでも強調されています。たとえば、

「トスカーナの辺境伯であり公であるラジネリウスが、アレツォの都市において、その伯領の伯であるフーゴとともに裁判集会を開いたとき、(中略) 前述の辺境伯と伯フーゴがアレツォの都市で全体集会を開催した数日の間、前述の修道院長は、絶え間ない紛争に苦しめられた。」

この「全体集会」は、8日間という異常に長い期間開催されました。辺境伯ライネリは、自分の家系が影響力を保っていたアレツォにおいて、権力の確立をはかっていたものと思われる。しかしながら、彼が、その家系も実際の役職も不明な伯ウーゴを共同主宰者としていたこともまた、指摘しておかねばなりません。

続く数十年について、辺境伯の裁判集会ノティティアが教えてくれるのは、ロレーヌ＝カノッサ家の権力確立への努力です。以前カノッサのボニファッチオと結婚していたベアトリーチェを妻とした、ロレーヌのゴドフロワは、トスカーナ地方東部での権力確立を目指して、1059年6月、アレツォ近郊のピシナーレで裁判集会を開きました⁴⁴。ところで、1052年以来、アレツォ司教は、皇帝ハインリッヒ3世から譲渡された伯の職権を行使していました。ノティティアを見ると、裁判集会は、「公および辺境伯のゴティフレドゥスと、司教兼伯のアルナルドゥス」の共同で主宰されたと考えられるのです。しかしながら、ジョヴァンニ・タバッコがはっきりと証明したように⁴⁵、司教伯についての言及は、伝来する二つのノティティアでは、行間に後から書き加えられており、実際には、司教アルノルドはこの集会に参列していませんでした。彼は、自分が活用している職務に対する見逃し難い侵害とみえるものを、後から承認したというわけです。ここからは、大きな裁判集会の主宰が、地域権力者間のせめぎあいにおいて、重要な意味を持っていたことが分かります。

裁判集会の主宰は、まさしく、司教が伯領において優越した立場にあることを確立するための非常に重要な手段でした。少なくとも伯領の中央部においてはそうであり、司教は、そこに重要ないくつもの切札を保持していました。まず、莫大な財産を有していました。ところで、非常にわずかな史料しかないとは

⁴¹ J.P. DELUMEAU, *Dal conte Suppone il Nero ...*, art. cité, p. 270-271

⁴² J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 848-849.

⁴³ MANARESI 291, 292, 293, *Arezzo*, octobre 1016. Voir Giovanni TABACCO, *Arezzo, Siena, Chiusi nell'alto Medioevo*, dans : *Atti del 5° Congresso ...*, op.cit., p. 163-189 : p. 178 ; J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 256-257 ; *ID.*, *Dal conte Suppone il Nero ...*, art. cité, p. 268.

⁴⁴ MANARESI 407 et 408, *Piscinale*, juin 1059.

⁴⁵ G. TABACCO, *Arezzo, Siena, Chiusi ...*, art. cité, p. 183-184 ; J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 275.

いえ、大所有者は誰でも、その従属民を裁いたり、領地内の財産争いを解決するため、在地の裁判集会を開いていたはずで、また、土地譲渡文書は、(紛争時には) 財産の獲得者側が、裁判をなすべき主人の所領中心地に赴くことを規定しています。司教は、さらに、司教区レベルの教会関係の問題を解決するため、教会会議を開催します。最後に、司教の家臣が中級貴族や低いレベルの名望家に収束していった時代において、司教は封建法廷を主宰することもありました。

先ほど 1010 年にチェーザで開催された裁判集会につれて触れました⁴⁶。これは、所領内の集会でしたが、そこには複数の裁判官が列席していました。同じく、サンタ・フィオーラ修道院が 1016 年に開催した集会は、裁判官ランベルトと二人の書記の出席を得ており、そのノティティアの形式は、公的な裁判集会文書の形式を引き写しています⁴⁷。また、1046 年に監察使エルマンは、「聖ドナトゥスの宮廷で」、つまり司教館で裁判集会を開催しました⁴⁸。史料では司教インモが主宰者のなかに見えませんが、彼が排除されたとは考えられません。逆に、1048 年 10 月に、司教インモがヴァルディキアナ地方にあるチヴィテッラの司教の城で開催した裁判集会には⁴⁹、司教が伯の権力を掌握する過程が見事に現れています。史料では、この集会の形式や手続きが、公的な大集会に則っていることが強調されているのです。すなわち、被告は三回「法にしたがって」召還されましたが、出頭しませんでした。司教は、「皇帝のパンを投げかけ」、判決違反の際には、罰金は皇帝の金庫、および勝訴者であるサンタ・フィオーラ修道院に半分ずつ支払われることが命じられています。司教はここでは、伯、あるいは監察使の立場にたっています。実際、1052 年に、皇帝ハインリッヒ 3 世は司教アルナルドに対して、伯に属する権利を受益する特権を譲渡し⁵⁰、かくして司教は「司教および伯」との名乗ることになるのです。この肩書きは、アレツォのコムネが発展して、司教の権限が縮小し、伯の肩書きをもはや主張できなくなる 1130 年代まで使用され続けました。

アレツォ司教が、伯領の中心部、およびとりわけ北部のように、その所領が集中していた領域で行っていたことを、辺境伯や伯家系出身の他の権力者もまた、彼らの「内圏 *zones internes*」においてはじめました。ここでも、史料の表現はより簡素ではありますが、いくつか裁判文書が残っています。たとえば、辺境伯ライネリ 1 世の後継者たちで⁵¹、彼らはアレツォ、チッタ・ディ・カステッロ、ペルージア、そしてトラジメヌ湖の間の領域に根を下ろしていました。また、アレツォ伯領の北西部、フィレンツェとローマニアの間のアペニン山地に根拠を置く、グイディ伯家系⁵²などです。しかしながら、この時期は、政治的混乱と権力の細分化、いわゆる裁判権の領主制化の段階にあたるのです。

4. 紛争と解決手続きについて

これまで、公的な裁判集会が、その主宰者の政治権力確立の手段であることを述べて参りました。つぎに、権力者たちの間での紛争調整の機構としての裁判集会について、検討したいと思います。ここからは、土地や資産、従属民などの財産所有に関して、この社会のなかに生じていた緊張関係が浮かび上がるでしょう。

「紛争のなかで生きる」

アレツォの史料は、直接、間接であれ、多くの紛争を伝えています。裁判集会ノティティアは、そのうちのある部分を教えてくれますが、そのほかにも、教会が作成した、財産や収入の侵害、物的・人的損害を列挙する史料があり、しばしば同時期相当な数に上ります。さらに、一般に見返りがついた権利放棄

⁴⁶ MANARESI 274

⁴⁷ VOLPINI (*op. cit. supra*, note 22) n°23 (p. 273)

⁴⁸ MANARESI 373

⁴⁹ MANARESI 380, Civitella in Valdichiana, octobre 1048 ; voir J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 270-271

⁵⁰ *Monumenta Germaniae Historica, DDH. III*, 292, Zurich, 11 juin 1052 ; J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés*, p. 271

⁵¹ J.P. DELUMEAU, *ibid.*, p. 304

⁵² *Ibid.*, p. 306

の文書も、紛争の解決をもたらすものでしたが、紛争自体の軽重についてはよく分かりません。いずれにせよ、教会は、同時に複数の解決すべき紛争を抱えていることが、ごく普通の状態であったのです。1070年ごろ、サンタ・フィオーラ修道院は、おそらくは裁判集会での定式に則った訴えを補強するために、ある史料を作成しましたが、これによると、この修道院は、当時、12ほどの異なる個人、あるいは家系集団と紛争状態にありました。これらの勢力は、修道院の所領配置を反映して、アレツォ伯領全体にわたっていました。

紛争の様態については、ここでもまた裁判集会ノティティアのなかで表現されている訴えから、以下のことが分かります。もっともしばしば用いられている表現は、*nobis contendunt*（我々に紛争が生じた）、また *subtrahunt*「奪われた」です。前に述べた史料のなかで最初に言及されている悪人であるバルボラニ家（伯領東部のアンギアリ家の一族）は、*contendunt et violenter detinent*（紛争をしかけ、暴力で、[土地と農民保有地を] 奪った。）また、*invaserunt et contendunt*（彼らは[他の者の土地を] 侵害した）、と述べられています。もっと強い表現では、*molestare*（災いをもたらした）、あるいはより穏やかな表現では、*causare*（紛争を起こす）、*intentionare*（権利を主張する）、さらに、文書の予防条項のなかでは、*per placitum fatigare*（裁判で悩ませる）とあります。ところで、*invasio, incidere*（侵害する）という用語から思い起こされるのは、14-15世紀のイングランドに関して、モーリス・キーンが⁵³「不動産の占有侵害 *forcible entry*」と呼ぶ現象、つまり他人の財産を力づく占有することをめぐる問題です。キーンは、この「不動産の占有侵害」が、中世末期のイングランドの有産者たちの中で、ごく普通のことであったことを強調していますが⁵⁴、彼らは、不動産をめぐる紛争を解決するために、以下の二種類の手段を行使していたのです。つまり、おそらく王国レベルでは当時もっともよく整備されていた裁判制度、ならびに実力行使で、後者においては死者が出ることもありました。とりわけ教会にとって、周囲の俗人権力者とともに「紛争のなかで生きる」ことは、中世盛期の西欧では「当たり前」のことであり、これこそ、ステイーヴン・ホワイトが1100年ごろのトゥール地方で⁵⁵、パトリック・ギアリが11世紀のアルプス南部のアンブラン地方で観察し⁵⁶、後者が「国家のないフランスで紛争のなかで生きる」と題する論文にまとめた状況なのです。

ところで、10世紀から11世紀のイタリア王国では、カロリング国家の伝統が生き残っており、裁判集会の主宰やノティティア文書の作成は、王国由来の実務能力を再活性化したといえます。しかしながら、875年のルイ2世の死から11世紀初めまでの時期について、クリス・ウィッカムは、「イタリア国家の崩壊」⁵⁷と表現しています。それでも、紛争当事者が、自分たちの訴えを公的な裁判集会という枠組みのなかで表現し続けたこと、彼らは裁判集会を紛争解決の装置とみなしていたことは、間違いありません。裁判の終わりにあたって、自分に有利な判決が得られれば、それがたとえ欠席した被告に対してであれ、判決に実行力がともなわないものであっても、勝訴した側にとっては権利を固め、正当化するものであったのです。

裁判集会とその議事進行

裁判集会の議事進行は、被告が出席しているか否かによって異なります。出席の場合に関して、ブガールは、以下のようにまとめています⁵⁸。

⁵³ Maurice KEEN, *English Society in the later Middle Ages, 1348-1500*, London, Penguin, 1990.

⁵⁴ *Ibid.* Voir notamment le chapitre 8, p. 187 sq. : « Aristocratic violence : from civil strife to forcible entry ». この時期のイングランドにおける、有産者たち間の暴力については、以下の文献を参照。J.R. LANDER, *Conflict and Stability in Fifteenth Century England*, London, Hutchinson, 1969 ; Christine CARPENTER, *The Wars of the Roses. Politics and the constitution in England, c.1437-1509*, Cambridge U.P., 1997 ; H.S. BENNETT, *The Pastons and their England*, Cambridge U.P., 1922, rééd. 1990 : notamment le chapitre XIII « Lawlessness », p. 180-192.

⁵⁵ Stephen D. WHITE, *Feuding and peace making in the Touraine around the year 1100*, dans *Traditio*, 4 (1986), p. 195-263.

⁵⁶ Patrick GEARY, *Vivre en conflit dans une France sans Etat : typologie des mécanismes de règlement des conflits (1050-1200)*, *Annales ESC*, 41/5 (1986), p. 1107-1133.

⁵⁷ これは、以下の書物の最後を締めくくる第7章の表題である。C. WICKHAM, *Early Medieval Italy, op. cit.*

⁵⁸ F. BOUGARD, *La justice dans le Royaume d'Italie, op. cit.*, p. 119.

「両当事者が現れ、原告の訴えがなされたのち、「争訟 *altercatio*」がなされる。つまり、双方が、それぞれのやり方で、あるいは「訴訟代理人 *advocatus*」を通じて、みずからの権利を主張し合う。つぎに、裁判官たちが議論を終了させて、証拠の提出が必要かどうか求める。証拠が吟味されたのち、当事者のどちらかはみずからの非と相手側の主張を認める。裁判官は、その後、訴訟の終了を宣言する。文書が、法廷主宰者全員（11世紀には、主宰者の長のみ）の命によって作成され、主宰者および参列者のすべて、あるいは一部によって下署される。」

これとは別のやり方もありえました。たとえば、967年と970年の二つの裁判集会では⁵⁹、原告であったサンタ・フィオーラ修道院の院長は、出席していた被告に対して苦情を述べ、問題の財産の所有に関し、修道院に異議申し立てを行うかどうか尋ねています。970年の集会の際には、修道院長はさらに、*nomimen*の *ostentatio*、すなわち法行為が記載された書き物を提出しましたが、これはウーゴとロタール王の時代に作成されたある譲渡文書でした。1046年にも⁶⁰、同じく証書が提出されたようにみえます。いずれにせよ、その内容は、文書から思い起こされており、記憶からでないことはまちがいありません。この二つの場合は両方とも、被告は、自分には権利がないことを認め、相手側の主張の正当性を承認しました。1046年には、敗訴したアギフレドは、「木の幹によって *per fustum*」、問題の財産に関する権利を相手側の教会参事会へ譲り渡しました。一件だけ、解決が特に難しく、集会の際に意見のやり取りが最大限行われたケースがあります。1080年のことで、ヨハネス・リュスティセリなる者が、自分はサンタ・フィオーラ修道院のセルフではないと主張した事件です⁶¹。最初の集会から5日後に開かれた審問において、彼は自分の従属身分を承認することになります。その後、修道院長は、彼が修道院からセルフとして保有していたものを、彼に返還しました。

しかしながら、伝来する史料の大多数において、被告は裁判を忌避し、召還にも関わらず、裁判集会に出頭していません。彼らは身を隠したのです⁶²。1030年ごろの短い史料によると⁶³、1014年、半世紀以上にわたってサンタ・フィオーラ修道院と紛争状態にあったヴァルケリイという有力家系集団に属する者たちが、皇帝ハインリッヒ2世の監察使の裁判集会に出頭せず、身を隠しました。彼らは、教会作成の史料によると、監察使が数日後には出発してしまうことをよく知っていたのです。この場合でも、判決は下されています。出頭した側は問題となった財産を認められましたが、相手側の権利は、後の集会で効力を確認されなければ、基本的には無傷のままです。さしあたり、違反は「不動産の占有侵害」とみなされ、皇帝のバンを蒙りますが、実際には、監察使、あるいは他の誰であれ下した判決は、ほとんど何も解決しませんでした。1014年にヴァルケリイ一族が示した態度は、このことを明瞭に示しています。裁判の判決は、社会的弱者に対する強制力はあっても、伯家系や司教を背後の支えとし、他の修道院とも利害を結んでいるヴァルケリイ一族のような真の権力者を従わせることはできなかったのです。フランソワ・ブガールが強調するように、問題は、判決の後にありました。以上の考察から導かれるのは、そもそもなぜ紛争が生じ、どうしてその調整が根本的には機能しないのかという問題です。

教会に対して権利要求された財産とは、ある家系群のメンバーが、ときにはその死に際して譲渡したもので、その後、相続人や親族によって異議が申し立てられた場合があります。このようなケースは非常に頻繁にみられるのです。たとえば、ヴァルケリイ一族の場合がそうで、紛争の種は、ウーゴとロタールという二人の君主が、公領に属する土地を、教会へ譲渡したことにありました。この一族は、王権の支配の弱まりを利用して、この土地を掌握しようとしたのです。法理上は、教会に譲渡された土地を奪うことは

⁵⁹ MANARESI 156 et 168

⁶⁰ MANARESI 373

⁶¹ MANARESI 456

⁶² Ainsi lors du plaid de février 1014 (MANARESI 280), Griffio f. Berardi: « *qui Griffio dum latitans et effuiens numquam appareret in placito ...* ».

⁶³ Voir *supra* et n. 32 ; et J.P. DELUMEAU, *Au premier rang de la noblesse arétine*, art. cité, p. 166.

できませんが、君主たちは、滅多に現地にはおらず、司教のような他の権力者たちは、ヴァルケリー一族の離反を恐れていました。1030年ごろ、カノッサの司教テオバルドは、彼らを説得しようとしたのですが、形式的な態度にすぎず、体面以上の成功を勝ち得たとは思えません。

ところで、集会での裁判は、少なくとも原則的には、白か黒かという裁判でしたが、ブガールが述べるように、判決について両当事者が合意せねばなりませんでした。実際には、権利主張の放棄に対して金銭で報いるなど、相手側への補償に同意せねばならなかったのです。権利主張の放棄は、1050年以後、次第に頻繁になりますが、以下の二つのタイプの史料にその痕跡を見出すことができます。一つは、譲渡あるいは売却文書の形式での *scripta promissionis*、二つ目は、しばしば形式に則った所有権移転という権利放棄を伝える書き物で、*brevia recordationis ou reffutationis* と呼ばれます。後者の形式のいくつかは、裁判集会ノティティアと類似しています。しばしば「誰その面前で *in presentia ...*」という文言からはじまり、書記は、権利放棄や合意が集会の場で行われたことを強調するのです。参加している人物たちは、「よき人々 *boni homines*」と形容されますが、これは名望家層を意味します。裁判手続きは、裁判官を前にしてなされました。しかしながらここで強調したいのは、書記がその効力を保証するとはいえ、これはあくまで私的な裁判手続きであることです。あるいは、ここで問題となっているのが高いレベルの人々である場合には、彼らに対して、裁判官の保証がさらに大きな信用を与えることになります。これらの裁判集会を律していたのは、いかなる意味でも公的な権威ではありませんでした。

おわりに

このような裁判手続きの効力は、両当事者の間の信頼関係に負っていましたが、同時にある法形式に基づいています。ところで、11世紀末のイタリアでは、社会的エリートの間での法尊重 *juridicité* への配慮と、上級の公権力の麻痺との間の乖離は、他の地域に比べて、決して大きなものではありませんでした。書記が、都市や農村に濃密に根付いていました。法律顧問が都市に現れるとともに、ローマ法の研究が始まり、これは、続く世紀にはボローニャ、さらには他の都市でもさらに拡大することでしょう。アレツォもその一つなのです。しかしながら、この法の配慮、社会的機能における法関係尊重の必要性は、裁判決定の強制力を有する信頼すべき公的権威の欠如との間で、コントラストをなしています。アレツォでは、司教コンスタンティノ (c.1062-96) が、司教法廷を、紛争調停の機構とするべく務めていましたが、よく分からない状況のなかで彼が死ぬと、権力の空白が生まれました。アレツォにおいて、コンシュラが現れるのがまさに 1098-99 年なのは、偶然ではありません。もっともこの年代は、イタリアでは典型的な年代ではあるのですが。コムーネの存在を証しだてると考えられるコンシュラは、まず紛争調停の機関でしたが、それは都市において最低限の秩序を回復し、維持することが必要であったからです。この点からは、コンスルが職務に就任する際に誓約した最古の「コンスル文書」のいくつかは、意味深いものです。長らく 1117 年のものと考えられてきましたが、おそらく 12 世紀半ばのピストイアの例では⁶⁴、コンスルは、都市の教会、とりわけ司教座教会と、「我が領域に属する *que sunt nostri districtus*」半径 4 マイルに位置するそれらの財産を保護することを誓約しています。しかしながら、それは、司教と教会参事会員たちが、俗人とのもめ事を都市の裁判所に訴えることを受け入れることが条件でした。つまり、教会側は、教会裁判権、あるいは上級の公的権威に頼ることを諦めるというわけです。ここに、12 世紀以降の「裁判のコムーネ化」の起源があります。しかしながら、コムーネの裁判は、競合する二つの企てにむかいあわねばなりませんでした。一つは、フリードリヒ・バルバロッサからフリードリヒ 2 世に至る、ホーエンシュタウフェン朝の君主たちのもとでの、君主国家の構築の試みであり、裁判を原則的に王が掌握することを再確認しようとするものでした。いま一つは、教皇庁の裁判の影響力の高まりです。単に宗教、教会制度上の問題のみならず、完全に世俗の紛争についてもそうなのでした。

⁶⁴ N. RAUTY, G.C. SAVIO, *Constitutum consulum comunis Pistorie anni MCXVII : Lo statuto dei consoli del comune di Pistoia*, Pistoia, 1977 (Fonti storiche pistoiesi, 4) : voir p. 42-43 ; et J.P. DELUMEAU, *Arezzo, Espace et sociétés, op. cit.*, p. 1254-1256.